

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(**建物名称**)の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、(**建物名称**)に勤務(居住)し、又は出入りするすべての者に適用する。

2 防火管理業務に従事する者(委託を受けて当該業務に従事する者を含む。)は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

(委託状況等)

第3条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名および住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は、別記様式1のとおりとする。

(管理権原者の責任等)

第4条 管理権原者は、(**建物名称**)の防火管理業務について、すべての責任を持たなければならない。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

5 管理権原者は、消防用設備等の法定点検を実施しなければならない。

(防火管理者の権限と業務)

第5条 防火管理者(**氏名又は役職名**)は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行にあたってのすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消防計画の作成又は変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 居住者等に対する防災教育の実施
- (4) 建築施設等の自主検査の実施及び監督
- (5) 消防用設備等の点検・整備時の立会い
- (6) 改修工事など工事中の立会い及び安全計画の策定
- (7) 火元責任者に対する指導、監督
- (8) 管理権原者への提案や報告
- (9) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への届出及び連絡等)

第6条 管理権原者は、次に掲げる業務について消防機関への届出及び報告をしなければならない。

- (1) 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき。
- (2) 消防用設備等の法定点検を実施したとき。
- (3) その他消防法令により義務付けられている届出

2 防火管理者は、次に掲げる業務について消防機関への届出、報告及び連絡をしなければならない。

- (1) 消防計画の届出（変更した場合を含む。）
- (2) 消火、通報及び避難訓練を実施するときの事前通報及び指導の要請
- (3) その他防火管理に関する必要な事項

（防火管理業務に関する資料等の整備）

第7条 管理権原者は、前条により届出又は報告した書類の写し及び防火管理業務に必要な図書等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管しなければならない。

（管理組合等の協力）

第8条 管理組合等の（氏名又は役職名）は、防火管理者を補佐するほか次のことを行う。

- (1) 防火管理者への連絡
- (2) 管理人室の鍵の保管
- (3) その他必要な事項

（自治会等の協力）

第9条 自治会役員（氏名又は役職名）は、防火管理者を補佐するほか次のことを行う。

- (1) 防火管理者への連絡
- (2) 居住者に対する消火、通報及び避難訓練等参加の呼びかけ
- (3) 消防機関から配布された広報誌の回覧及び管理
- (4) その他必要な事項

（火元責任者の選任及び業務）

第10条 日常における火災予防及び地震等の災害時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を下表のとおり定め、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内（共用部分に限る。以下同じ。）の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の日常の維持管理並びに自主点検に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火管理者の補佐に関すること。
- (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

火元責任者の担当区域

担 当 区 域	火 元 責 任 者
1 階 共 用 部 分	第○班 氏名
2 階 共 用 部 分	第○班 氏名
3 階 共 用 部 分	第○班 氏名

※氏名記入欄は、役職名としても可

(建築施設等の自主点検)

第11条 建築施設、火気使用設備・器具及び危険物施設等について、「自主点検票」に基づき自主点検をしなければならない。なお、点検時期については下表のとおりとする。

建築施設等自主点検

点 検 対 象	点 検 時 期		担 当 者
	月	月	
防 火 管 理 等	月	月	氏名もしくは役職名
火気、火気の使用制限、 危 険 物 施 設	月	月	氏名もしくは役職名
少 量 危 険 物	月	月	氏名もしくは役職名
指 定 可 燃 物	月	月	氏名もしくは役職名

(消防用設備等の自主点検)

第12条 防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、法定点検のほか「自主点検票」に基づき自主点検をしなければならない。なお、点検時期については下表のとおりとする。

消防用設備等自主点検

点 検 対 象	点 検 時 期		担 当 者
	月	月	
消 火 設 備	月	月	氏名もしくは役職名
警 報 設 備	月	月	氏名もしくは役職名
避 難 設 備	月	月	氏名もしくは役職名
消防活動上必要な施設、 そ の 他	月	月	氏名もしくは役職名

(消防用設備等の法定点検)

第13条 管理権原者は、その防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施させなければならない。

2 防火管理者は、消防用設備等を点検するときには立会わなければならない。

消防設備士（点検資格者）に行わせる法定点検

消 防 用 設 備 等	点 検 時 期		
	機 器 点 検		総 合 点 検
消 火 器	月	月	月

自動火災報知設備	月	月	
非常警報設備	月	月	
避難器具	月	月	

(点検結果の記録及び報告)

第14条 建築施設及び消防用設備等の自主点検又は法定点検をした者は、点検結果を記録し、防火管理維持台帳に保管しなければならない。

2 自主点検又は法定点検をした者は、その結果を防火管理者に報告し、防火管理者は、管理権原者に報告しなければならない。

3 管理権原者は、消防用設備等の法定点検の結果を3年に1回、消防機関に報告しなければならない。

(不備・欠陥等の整備及び報告)

第15条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者の指示を受け改修しなければならない。

2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定しなければならない。

(居住者が行う防火管理対策)

第16条 居住者は自己の責任において、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 各住戸内における火気管理
- (2) 各住戸出入口の防火戸の閉鎖機能の維持管理
- (3) 各バルコニーの避難障害となる物件の除去
- (4) 階段・通路等の共用部分における可燃物や避難の障害となる物件の除去
- (5) 各住戸内に設置された消防用設備等の維持管理
- (6) その他防火管理上必要な事項

(火災が発生した場合の行動)

第17条 火災を発生させた者、火災を発見した者及びその他の居住者は、協力して次に掲げる初期の活動を行わなければならない。

- (1) 消防機関への通報及び防火管理者、その他の関係者（居住者を含む。）へ連絡すること。
- (2) 消火器等を活用して初期消火を行うこと。
- (3) 老人、身体不自由者及び幼児等がいる場合は、優先して避難誘導を行うこと。

(地震災害の予防措置)

第18条 火元責任者は共用部分の、各居住者は占有部分について、地震が発生した時の災害を予防するために、次に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 避難通路及び出入口等の棚、家具、その他の物品等の転倒及び落下を防止すること。
- (2) 火気使用設備・器具の上部及び周囲には、転倒及び落下のおそれのある物品、その他燃えやすい物を置かないこと。
- (3) 火気使用設備・器具の自動消火装置及び燃料等の自動停止装置等について、作動状況の点検を行うこと。

(地震発生後の安全措置)

第19条 地震が発生したときは、次に掲げる安全措置を行わなければならない。

- (1) 地震が発生した直後は、身の安全を守ることを第一とすること。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいるものは、電源及び燃料の遮断等を行い、使用を停止すること。
- (3) 火元責任者は、二次災害の発生を防止するため、担当区内の火気使用設備・器具について点検し、異常があったときは、防火管理者等に報告するとともに応急措置を行なうこと。
- (4) 各設備・器具は、安全を確認した後に使用すること。
- (5) 防火管理者は、被害の状況等を把握すること。

(避難場所の指定)

第20条 地震等の災害により、()が居住困難になった場合は、一時的に避難する場所を()と定め、避難するものとする。

(火元責任者に対する教育)

第21条 防火管理者は、火元責任者について、()月と()月に防災教育を行なうものとする。なお、防災教育の内容は、概ね次に掲げる項目とする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等が遵守すべき事項について
- (3) 火災及び地震等の災害が発生したときの対応について
- (4) 過去の火災事例等の検討及び火災発生原因の傾向について
- (5) 消防用設備等の種類と役割及び日常における管理上の留意事項について
- (6) 防火・避難施設の種類と役割及び日常における管理上の留意事項について
- (7) 火気使用設備・器具の種類ごとの日常における管理上の留意事項について
- (8) 喫煙の管理について
- (9) 放火防止対策について
- (10) その他火災予防上必要な事項について

(講演会等)

第22条 防火管理者等は、消防機関が行う講演会及び研修会等に積極的に参加しなければならない

(ポスター、パンフレット等の掲示)

第23条 防火管理者は、消防機関から配布されるポスター等を見やすい場所に掲示するとともに、防災教育を実施するときに配布し防火思想の普及を図らなければならない。

(訓練の実施時期)

第24条 防火管理者は、各居住者の防火意識を高めるため、実情に応じて、次に掲げる訓練を実施しなければならない。

訓練種別	訓練内容	実施時期	
総合訓練	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防機関に指導を要請する。	月	
部分訓練	消火訓練	消火器具の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。	月
	通報訓練	消防機関への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。	月
	避難訓練	避難誘導要領及び避難経路の習熟を図る。	月

附 則

この消防計画は、令和 年 月 日から施行する。